

2016年度夏季安全衛生取り組みに対し申入れが行われました

各事業所内では安全衛生管理者を中心に活動を展開中であります。
これから梅雨・猛暑・台風と厳しい季節に入るところであり、7月1日から8月31日の酷暑期を「夏季安全月間」と位置付け、職場では労使が一体となった安全啓蒙活動をはじめとした取り組みを展開するところであります。
職場の代表として夏季安全衛生の取組み要請文を、平成28年6月27日に申入れを行いました。



申入書を手渡す

(左側) 中嶋委員長

申入書を受け取る

(右側) 小倉総務部長

会社側へ説明を行う中嶋委員長と鈴木書記長

